知っておきたい 国民年金のあれこれ

保険料を納めるには?

保険料は月額1万2、300円。前納制度を利用すれば割引あり。口座振替が便利です。

第1号被保険者の保険料は、月額1万2、300円です。保険料は、物価にスライドして毎年改正され、4月からは1万2、800円になる予定です。第1号被保険者は、月額400円の付加保険料を納めれば、老齢基礎年金に上積みした付加年金を受けることもできます。

保険料は1年分をまとめて前納できます。

きます。前納する場合は、左上の表のように割引になり、大変お得です。

また、保険料を口座振替にすると、毎月指定金融機関の口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れもなく安心です。手続きに必要なものは、預貯金通帳、届け出印、保険料納付書です。これらをお持ちになって金融機関の窓口で手続きをしてください。

※第2号被保険者は、それぞれの年金制度から、第3号被保険者は扶養者が加入している年金制度から国民年金制度に対して保険料が支払われますので、個別に納める必要はありません。

納めてお得 前納制度

	定額保険料	付加保険料
前納する月	4月	4月
前納額	149,890円	4,680円
割引き額	3,710円	120円

口座振替の手続き

預金通帳、届け出印、保険料納付書を持参して、口座振替依頼書に記入の上申し込み

保険料の免除制度

法定免除	申請免除	
	一般免除	学生免除
①障害基礎年金または被用者年金（厚生年金など）の障害年金（1級・2級）を受けている人 ②生活保護法による生活扶助を受けている人	①所得がないとき ②所得はあるが、病気やけがなどで経済的に保険料納付が困難なとき ③その他、保険料を納付することが困難な特別の理由があるとき	学生は一般に所得がないため、保険料は親が納める場合がほとんどです。このため、特別な措置が取られています。親と同居か別居か、学校が私立か公立かなどによって保険料が免除になる親の所得基準が定められ、この基準に該当する人は、申請により保険料が免除されます。なお、学生本人に所得税が課税されている場合には免除されません。

※市役所年金係窓口で、都道府県知事に申請して承認を受けることで保険料は免除されます。
※申請免除の場合は法定免除と異なり、年度ごとの申請・承認が必要です。
※保険料を免除された期間は、年金の免除期間の3分の1が納めた期間として計算されます。

保険料を納められないときは?

免除制度があります。ご相談ください。

病気や生活が困難などで保険料を納められないときには、窓口までご相談ください。免除制度は、左表のように法定免除と申請免除の2つがあります。県知事に申請して承認を受けることによって保険料が免除されます。申請免除の場合は、法定免除と異なり、年度ごとの申請・承認が必要です。

保険料を免除された期間は、年金の受給資格期間として計算されます。

年金額の計算の際には、免除期間の3分の1が期間として計算されます。

免除された期間の保険料は、後で生活にゆとりができたときに10年間さかのぼって納めることができます。

こうすると、納め続けた場合と同じ扱いになり、年金額は減額されませんが、納める保険料は免除を受けた当時の保険料に一定の率を掛けた額になります。

届け出は お済みですか?

特例届け出期限は3月31日(月)です

第3号被保険者が届け出を忘れていると?

将来年金を受けられなくなったり、減額されてしまったりすることがあります。しかし、特例届け出期間中の3月31日までに届け出れば、昭和61年4月1日以降で未納になっている期間がすべて保険料の納付済期間としてみなされます。

第3号被保険者（主に専業主婦）は、結婚して夫の扶養になったときや夫が会社を退職したときなどで、加入の仕方が変わるので、そのたびに届け出をしなければなりません。

しかし、扶養されている場合には加入の仕方が変わっても届け出をれがちです。特に、届け出が2年以上遅れてしまった場合には、2年を越える期間は保険料の未納期間とみなされ、将来年金を受けられなくなったり、減額されてしまったりすることがあります。

過去に第3号被保険者の該当届けを忘れていた人は、その期間の保険料が未納期間とみなされますが、**3月31日までに届け出れば、昭和61年4月1日以降で未納になっている期間はすべて保険料の納付済期間としてみなされます。**

また、すでに年金を受け始めている人でも、届け出をすれば納付済期間が増え、年金額も増えることになります。

基礎年金番号ってなに?

公的年金制度ごとの年金番号が一本化されたもの。各制度共通で1人につき1番号を使用します。

現在、公的年金制度は国民年金、厚生年金、共済組合の大きく3つのグループに分けられ、個人にそれぞれの年金番号が付いています。

例えば、1人の人が学生から公務員になり、転職して民間のサラリーマンになった場合、この人は3つの年金番号を持つことになっていました。それぞれの年金制度は、その加入者の記録を独自の年金番号によって管理しているため、手続きに時間が掛かるなどさまざまな支障がありました。

そこで、各年金制度ごとに付けられている現在の番号を共通の番号体系に整理するために、基礎年金番号が導入されたのです。たとえ加入する年金制度が変わっても、年金番号を幾つも持つ必要がなくなり、一つの年金番号のもとで、スムーズに加入から受給までの手続きができます。また、事前に加入期間や年金見込み額をお知らせすることもできます。

年金番号はどうなる?

今の年金手帳の番号が基礎年金番号になります。

現在、国民年金や厚生年金に加入中の人は、現在の年金手帳の番号が基礎年金番号になりますから、大きな変化はありません。共済組合に加入している人は、新たに基礎年金番号が付けられます。1月以降初めて年金制度に加入する人は、加入したときに基礎年金番号を持つことになります。年金受給者は、年金をもらうときの基礎となった年金手帳の番号が基礎年金番号になります。

皆さんの基礎年金番号は昨年12月に「基礎年金番号通知書」でお知らせしたとおりです。

基礎年金番号通知書が届かなかった人や新年金証書と基礎年金番号通知書が届いた人で番号が異なる人、2枚以上の基礎年金番号通知書が届いた人は市役所年金係まで早めにご連絡ください。

第1号、第3号被保険者は直接送付され、第2号被保険者は事業主等を経由して基礎年金番号が送付されています。大切に保管してください。

■年金に関する問い合わせ
市役所市民生活課年金係
（☎373・2111 ㊢223、224）